

# 老施協

JS-Weekly

№.743

発行 令和2年8月7日

編集 公益社団法人  
全国老人福祉施設  
協議会



老施協  
VISION 2035



首相官邸HPより

## 今週のポイント

- ▶ 厚生労働省 希望施設に布製マスク配布。申し込み開始
- ▶ 介護給付費分科会 団体ヒアリング開始。報酬増の要望相次ぐ

## 国の一週間

国会			
官邸(内閣)	7/31	第13回経済財政諮問会議	
	8/4	未来投資会議 第1回ヒアリング	
厚生労働省	8/3	第181回社会保障審議会介護給付費分科会 (オンライン開催)	▶ P.04
その他官庁			
その他			

## 老施協の一週間

全国老施協	8/3	WEB会議	第3回21世紀委員会	
	8/6	WEB会議	老施協総研運営委員会三役会議	
	8/6	WEB会議	第3回特別養護老人ホーム部会	
	8/6	WEB会議	第1回ホームページ運用会議	
	8/7	WEB会議	第6回常任理事会	
今週のトピックス			令和2年7月豪雨災害 全国老施協DWAT 17チーム31人が活動	▶ P.02
			施設への布マスク配布 申し込みを開始	▶ P.03
			人材不足の窮状を訴え、処遇改善を求める声上がる	▶ P.04
			令和2年7月豪雨 利用料の支払い猶予 山形県の被災地も対象に	▶ P.05
			法人の吸収合併・分割 指定手続きの簡素化を通知	▶ P.06
			新型コロナ対策 施設での自主点検を促す	▶ P.07
			福祉用具 新たに61商品に上限が適用	▶ P.08
			介護ロボット導入 全国11か所に相談窓口を開設	▶ P.09
			特定入所者介護サービス費の認定 有効期限延長が可能	▶ P.10
			厚生労働省人事 老健局長に土生栄二氏	▶ P.11
			平均寿命 男女ともにさらに伸びる	▶ P.12
			高齢者の経済的不安 「医療・介護の費用」が30%超	▶ P.13
			特養の建設単価 1㎡29万7,000円 上昇傾向続く	▶ P.14

facebook、Twitter、Instagramなど フォローよろしくお願いします!

SNS公式アカウントも開設!

#全国老人福祉施設協議会



ご意見・ご要望は  
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

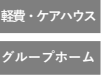
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL https://www.roushikyo.or.jp



老施協  
チャンネル





全国老施協

## 令和2年7月豪雨災害 全国老施協DWAT 17チーム31人を活動

### ポイント

- ① 7月13日から31日まで、全国老施協DWATを派遣
- ② 県内19施設で構成された17チームが支援にあたる

九州地方を中心に広範囲に被害をもたらした「令和2年7月豪雨災害」に関し、全国老施協は熊本県老施協と綿密に連携を取り、被災により職員が出勤できない熊本県人吉市内の施設に対し、全国老施協DWAT17チーム31人を派遣した。派遣したのは、特別養護老人ホームアゼリア、特別養護老人ホーム聖心ホーム、特別養護老人ホーム龍生園の3施設。いずれも熊本県内のチーム（県内19施設より構成）が支援に入った。

ご協力をいただいた関係者の皆さまに感謝を述べるとともに、被災地の1日も早い復興と皆さまのご健康を心よりお祈り申し上げます。

facebook、Twitter、Instagramなど フォローよろしくお願いします!

SNS公式アカウントも開設!

#全国老人福祉施設協議会



ご意見・ご要望は  
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail [js.jimukyoku@roushikyo.or.jp](mailto:js.jimukyoku@roushikyo.or.jp)

URL <https://www.roushikyo.or.jp>



老施協  
チャンネル



厚生労働省

## 施設への布マスク配布 申し込みを開始

介護施設等への布製マスク配布希望の申出について（介護保険最新情報Vol.863）  
 介護施設・事業所等に対する布製マスクの具体的な配布方法について（介護保険最新情報Vol.864）

厚生労働省は8月5日、布製マスクの配布を希望する介護施設・事業所からの申し込み受け付けを開始した。

### ポイント

- ① 申し出た施設・事業所に、希望する枚数を配布
- ② 配布希望の申し出は、1施設につき1回限り

### ▶ 申し出から概ね3週間程度で配布

布製マスクについては、これまで国はすべての対象施設に一律に配布を行ってきた。今回は、配布希望を申し出た施設・事業所のみ配布する。申し出のない場合は配布されないの、注意が必要。

- 申し出の時期：8月5日（水）～当分の間
- 申し出の方法：下記の厚生労働省HPで、専用メールアドレス・電話番号、手続き方法を公開
- 配布枚数：職員・利用者、1人4枚を目安として配布

申し出から配布までは概ね3週間程度要する見込みであり、配布希望の申し出は1施設1回限りとなっている。

（参考資料：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask\\_haifukibou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)）

出典：厚生労働省

別紙2

### 介護施設等の皆様へ 布マスクの配布に関するお知らせ

#### 布マスクの配布を希望される場合、 申出をお願いします。

- 1 布マスクの配布について**  
 3月中旬以降、介護施設や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブなどに対して国から布マスクを配布してきました。  
 今回は、布マスクの配布を希望する介護施設等に配布することとします。希望する場合はこのリーフレットに沿って厚生労働省まで申出を行ってください。
- 2 配布対象**  
 介護施設、障害者施設、児童福祉施設等の利用者・職員に限り、詳細はこちらのP4をご確認ください。  
 介護事業所のうち訪問・通所系サービス、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業に属する。）の利用者分については、ケアマネジャー・地域包括支援センターからの申出となります。詳細はこちらをご確認ください。
- 3 配布枚数・回数**  
 利用者と職員の方、お1人4枚程度を目安として必要な枚数を配布します。  
 ※ 1人当たり4枚以上必要な場合には、必要枚数を記入様式にご記入ください。この場合には申出状況により配布枚数を調整させていただくことがあります。  
 また、配布希望の申出は1施設等につき1回限りとします。  
 児童福祉施設は職員数分の配布となります。詳細はこちらのP3をご確認ください。
- 4 申請先メールアドレス**  
 HPに掲載している様式に必要事項を入力し、以下メールアドレスまで申出を行ってください。  
 メールアドレス：[maskhaifukibou@mhlw.go.jp](mailto:maskhaifukibou@mhlw.go.jp)  
 （様式・詳細はこちら）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask\\_haifukibou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html)  
 （お問い合わせ先）  
 電話番号：0120-829-178（9時～18時、土日祝日も実施）

送料や手数料など、どのような名目であれ、マスクの配布に関して費用の負担をお願いすることはありません。ご注意ください。

厚生労働省 マスク配布申請用紙（布マスク用）

facebook、Twitter、Instagramなど フォローよろしくお願いします！

SNS公式アカウントも開設！

#全国老人福祉施設協議会



ご意見・ご要望は  
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail [js.jimukyoku@roushikyo.or.jp](mailto:js.jimukyoku@roushikyo.or.jp)

URL <https://www.roushikyo.or.jp>



老施協  
チャンネル





厚生労働省

## 人材不足の窮状を訴え、処遇改善を求める声上がる 第181回社会保障審議会介護給付費分科会（Web会議）

厚生労働省は8月3日、「第181回社会保障審議会介護給付費分科会」をオンラインで開催し、1回目の事業者団体ヒアリングを実施した。

### ポイント

- ① 18団体が現状を説明。加算創設や基本報酬アップを要望
- ② 経営協 特養の34.9%、30床特養の約半数赤字と訴え

#### ▶ コロナ禍の影響を踏まえた加算の創設などを要望

この日は、次期介護報酬改定に向けた検討の一環として、関係18団体に対するヒアリングを行った（書面提出含む）。日本ホームヘルパー協会は、人材不足が危機的状況にあることを訴え、訪問介護の基本報酬引き上げや、休日加算の新設などを求めた。

全国介護事業者連盟は、介護保険制度のシンプル化や利用者によるサービス選択の推進、コロナ禍の影響を踏まえた加算の創設などを要望した。

24 時間在宅ケア研究会は、定期巡回・随時対応サービスの可能性を説明し、人材の有効活用のためのローカルルールの撤廃を求めた。

全国社会福祉法人経営者協議会（経営協）は、特養の34.9%が赤字、定員30床の特養は約半数が赤字というデータを示し、経営基盤強化のため、基本報酬の増額の必要性を訴えた。

日本栄養士会は、管理栄養士の配置により特養での入院が有意に抑制されたデータを示し、介護保険施設における栄養ケアの推進と業務の適正な評価を求めた。

全国リハビリテーション医療関連団体協議会は、退院後の円滑な生活期リハビリテーションの開始の重要性を訴え、報酬体系や加算の見直しを要求した。

#### ▶ 基準費用額の見直しを求める声上がる

各団体の意見陳述の後、質疑が行われ、介護給付費分科会の委員は実情などについてより詳しい説明などを求めた。全国老協の小泉立志理事は、経営協の代表（柿本貴之高齢者福祉事業経営委員長）に対し、「特養の基本報酬の増額を求められたが、30床の小規模特養については、平成30年度の介護報酬改定において地域密着型の特養と単価の統一が図られることになった。その方向性を修正してほしいという要望か。修正するべき理由があればお聞きしたい」と尋ねた。これについて柿本氏は「定員30名の特養は過疎地や離島等という特殊な事情のなか、必要性を鑑みてできているのだから経営状況が厳しいのは重要な課題だと認識している。次回の報酬改定では特段のご配慮をいただきたいということ」と述べた。

また、小泉理事は「基準費用額の見直しについて、貴会の会員から具体的な意見が出ていれば教えてほしい」と質問。柿本氏は「食費については調理員の人件費の上昇などで直営、委託にかかわらず厳しい状況にある。こうした声が会員の間から上がっている」と答えた。

（参考資料：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12748.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12748.html)）

facebook、Twitter、Instagramなど フォローよろしくお願いします！

SNS公式アカウントも開設！

#全国老人福祉施設協議会



ご意見・ご要望は  
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail [js.jimukyoku@roushikyo.or.jp](mailto:js.jimukyoku@roushikyo.or.jp)

URL <https://www.roushikyo.or.jp>



老協  
チャンネル



厚生労働省

## 令和2年7月豪雨 利用料の支払い猶予 山形県の被災地も対象に 令和2年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて(その5)

厚生労働省は8月3日、「令和2年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて(その5)」を都道府県に通知した。令和2年7月豪雨災害の被災者について、介護保険の利用料を猶予する自治体が拡大したことを通知し、関係団体への周知を求めている。

### ポイント

- ① 要件を満たした利用者の利用料を10月末まで猶予
- ② 猶予した場合でも、施設・事業所は国に請求可能

### ▶9県・66市町村で支払いを猶予(7月31日現在)

7月豪雨災害に関して、災害救助法の適用市町村のうち介護保険料の支払い猶予を表明した市町村の被保険者については、介護サービス事業所等の窓口で下記のいずれかを申し立てれば、10月末までの利用料を猶予する。なお、猶予した場合でも、施設・事業所は国に全額請求できる。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

これまでは長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県の8県・63市町村が対象となっていたが、今回新たに山形県の12市町村および福岡県八女市が対象となった。

(参考資料：<https://mitte-x-img.istsw.jp/roushikyo/file/attachment/334013/sasikae0803saigai.pdf>)

災害救助法 適用市町村		
山形県	山形市、寒河江市、上市市、村山市、天童市、東根市、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、最上郡大蔵村、西置賜郡飯豊町	12
長野県	松本市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡売木村	5
岐阜県	高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市	6
島根県	江津市	1
福岡県	大牟田市、八女市、みやま市、久留米市	4
佐賀県	鹿島市	1
熊本県	八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町	26
大分県	日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町	4
鹿児島県	伊佐市、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、曾於郡大崎町	7
		66

7月31日 15時時点、赤字部分が7月22日から追加

出典：厚生労働省

facebook、Twitter、Instagramなど フォローよろしくお願いします!

SNS公式アカウントも開設!

#全国老人福祉施設協議会



ご意見・ご要望は  
こちらまで

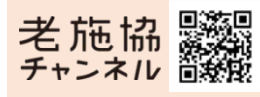


公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>



厚生労働省

## 法人の吸収合併・分割 指定手続きの簡素化を通知 事業所の吸収分割等に伴う事務の簡素化について（介護保険最新情報Vol.862）

厚生労働省は8月3日、介護事業所の吸収分割等に伴う指定の取り扱いについて、各自治体関係者に事務連絡した（介護保険最新情報Vol.862）。管内の介護サービス事業所への周知を依頼している。

### ポイント

- ① 吸収分割の指定手続きは吸収合併の取り扱いと同様
- ② 吸収分割後の指定申請書類 変更があった部分のみで可

### ▶介護報酬上の実績の通算なども可能

事業所を運営する法人が吸収合併する場合の指定の取り扱いについては、事業所の職員に変更がないなど、吸収合併の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、自治体へ行う手続きの簡素化や介護報酬上の実績の通算など柔軟な取り扱いを可能としている。今回、事業所を運営する法人が吸収分割される場合においても、同様の取り扱いとすることを明記した。

また、吸収分割後の法人が運営する事業所が指定を受けようとする際に提出すべき書類については、吸収分割前の旧法人が運営する事業所が指定を受けた際に提出している内容から変更があった部分についてのみ届け出ればよいとしている。たとえば、法人格以外に変更がない場合には、法人格が変更したことがわかる登記事項証明書を提出するだけで差し支えない。

（参考資料：<https://mitte-x-img.istsw.jp/roushikyo/file/attachment/333949/vol.862.pdf>）

### 吸収合併および吸収分割（※1）の場合における各手続きの取り扱い

	吸収合併 （A法人がB法人と合併し、合併により消滅するA法人の権利義務の全部をB法人が引き継ぐ場合）	吸収分割 （A法人がその事業に関して有する権利義務の全部または一部が分割され、B法人が引き継ぐ場合）
新規指定の要否	B法人の運営する事業所として新規指定が必要	B法人の運営する事業所として新規指定が必要
指定手続き	指定を簡便に行うことが可能（※2）	指定を簡便に行うことが可能
介護報酬の取り扱い	過去の実績が必要な加算について、実績の通算が可能（※2）	過去の実績が必要な加算について、実績の通算が可能

（※1）新設合併や新設分割の際も同様

出典：厚生労働省

（※2）「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」（平成30年3月6日）

facebook、Twitter、Instagramなど フォローよろしくお願いします！

SNS公式アカウントも開設！

＃全国老人福祉施設協議会



ご意見・ご要望は  
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail [js.jimukyoku@roushikyo.or.jp](mailto:js.jimukyoku@roushikyo.or.jp)

URL <https://www.roushikyo.or.jp>



老施協  
チャンネル



厚生労働省

## 新型コロナ対策 施設での自主点検を促す 高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検について

厚生労働省は7月31日、高齢者施設での施設内感染対策の自主点検を促す通知を自治体関係者に事務連絡した。確認事項等を明記した実施要領および自主点検チェックリストも添付している。

### ポイント

- ① 8月中旬を目処に各施設で自主点検を実施
- ② 結果をチェックリストに記入し自治体に提出

### ▶ 感染対策の徹底とシミュレーションの実施等を要請

全国で新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあることを受け、高齢者施設においては引き続き徹底した感染症対策が必要であることから、厚生労働省は「高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検実施要領」を作成。具体的なポイントとして、①感染症対応力向上、②物資の確保、③関係者の連絡先の確認、④感染者発生時のシミュレーション、⑤情報共有を挙げ、それぞれ留意事項を示している。

①では、手指消毒の励行や定期的な換気などのほか、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）活用の職員への周知を求めた。④では、感染者や濃厚接触者が発生したことを想定し、▽個室管理、生活空間の区分け、▽勤務体制の変更、人員確保、▽検体採取場所の検討一を挙げている。

### ▶ 8月24日までにチェックリスト提出を求める

各施設には、実施要領に基づいて自主点検を実施するよう促しており、自主点検の結果は添付の「自主点検チェックリスト」に記入し、8月24日までに自治体に提出するよう求めている。

（参考資料：

<https://www.mhlw.go.jp/content/000655349.pdf>）

出典：厚生労働省

高齢者施設における施設内感染対策のための 自主点検チェックリスト		添付様式
所在地の都道府県名	_____	
施設類型	_____	
施設名	_____	
電話番号	_____	
（※自主点検であり、自ら実施していると考えられる場合は✓）		
項目	チェック欄	
<b>1) 感染症対応力向上</b>		✓
① 手指消毒の励行、定期的な換気を行っている		
② 職員の日々の健康管理を行っている		
③ 入所者の日々の健康管理を行っている		
④ 防護具の着脱方法の確認を行った		
⑤ 清掃など環境整備を行っている		
⑥ 主な職員が動画「介護職員のためのそうだったのか！感染対策！」等を視聴した		
⑦ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)について職員に周知を行った		
<b>2) 物資の確保</b>		
⑧ 在庫量と使用量・必要量を確認した		
⑨ 一定量の備蓄を行っている		
<b>3) 関係者の連絡先の確認</b>		
⑩ 感染対策に係る関係者の連絡先を確認している		
<b>4) 感染者発生時のシミュレーション</b>		
⑪ 個室管理、生活空間の区分けの検討を行った		
⑫ 勤務体制の変更、人員確保の検討を行った		
⑬ 検体採取場所の検討を行った		
<b>5) 情報共有</b>		
⑭ 感染者発生時の対応方針について入所者、家族と共有している		
⑮ 感染者発生時の対応方針について協力医療機関と共有している		

facebook、Twitter、Instagramなど フォローよろしくお願いします！

SNS公式アカウントも開設！

#全国老人福祉施設協議会



ご意見・ご要望は  
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>



老施協  
チャンネル





厚生労働省

## 福祉用具 新たに61商品に上限が適用

令和3年1月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（介護保険最新情報Vol.861）

厚生労働省は7月31日、来年1月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格および貸与価格の上限の公表について、各都道府県関係者などに事務連絡した（介護保険最新情報Vol.861）。市町村や福祉用具貸与事業者に広く周知するよう求めている。

### ポイント

- ① 平成30年10月から貸与価格の上限設定等を実施
- ② 新たに61商品について、価格上限が適用

### ▶新商品については3か月に1度公表

福祉用具の全国平均貸与価格および貸与価格の上限の公表については、新商品について3か月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとなっている。

来年1月貸与分より、新たに61商品に全国平均貸与価格・貸与価格の上限が適用される。厚生労働省と公益財団法人テクノエイド協会のホームページに内訳が掲載されている。

（厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>）

（公益財団法人テクノエイド協会：<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>）



© yosuke14.stock.adobe.com

facebook、Twitter、Instagramなど フォローよろしくお願いします!

SNS公式アカウントも開設!

#全国老人福祉施設協議会



ご意見・ご要望は  
コチラまで

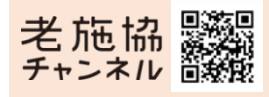


公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail [js.jimukyoku@roushikyo.or.jp](mailto:js.jimukyoku@roushikyo.or.jp)

URL <https://www.roushikyo.or.jp>





厚生労働省

## 介護ロボット導入 全国11か所に相談窓口を開設 「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」の実施について

厚生労働省は、「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」の構築に関する事業を8月3日から開始し、取り組みの案内に努めているほか、事業への協力を依頼している。

### ポイント

- ① 介護ロボット導入への流れを加速化
- ② 相談や実証支援を全国の窓口で開始

#### ▶導入・活用に向けた相談に応じるほか、最先端ロボットの試用も可能に

8月3日からスタートした同事業は、介護ロボットの開発・実証・普及の流れを加速化することをめざし、地域における相談窓口の設置、介護ロボットの製品評価・効果検証を実施するリビングラボを含むネットワークの形成、実証フィールドの整備などを行うことで、全国にプラットフォームを構築する。

相談窓口は、介護現場（ニーズ）と開発企業（シーズ）の双方から相談を受け付ける一元的な窓口で、全国11か所に設置。介護ロボット導入や活用方法についての介護現場からの相談に応じる。介護ロボットの試用貸出や体験展示のほか、介護ロボットのニーズ・シーズ連携協調協議会の設置・運営なども行う。

#### ▶全国6か所に開発促進拠点を置き、現場での実証を支援

リビングラボは、実際の生活空間を再現し、利用者参加のもとで新しい技術やサービスの開発を行うなど、介護現場のニーズを踏まえた介護ロボットの開発を促進するための機関で、全国6か所に設置。介護ロボットの製品評価や効果検証、介護現場での実証支援などを行い、同事業を通じてネットワークを構築し、開発企業をサポートしていく。

さらに実証フィールドとして、介護現場での試験的運用を通して、導入効果のデータを収集。実証に協力する施設では最先端ロボットの試用・導入検討が可能となることから、同事業の積極的な活用を促している。



(参考資料：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00014.html))

出典：厚生労働省

facebook、Twitter、Instagramなど フォローよろしくお願いします!

SNS公式アカウントも開設!

#全国老人福祉施設協議会



ご意見・ご要望は  
 コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>



老施協  
 チャンネル



厚生労働省

## 特定入所者介護サービス費の認定 有効期限延長が可能

令和2年7月豪雨に伴う負担割合証並びに高額介護サービス費等の支給及び特定入所者介護サービス費等の負担限度額認定等の運用について（介護保険最新情報Vol.860）

厚生労働省は7月28日、令和2年7月豪雨の被害に伴い、特定入所者介護サービス費の負担限度額認定や、第一号被保険者の負担割合証や高額介護サービス費の取り扱いについて、都道府県関係者に事務連絡した。市町村やサービス事業所への周知を依頼している。

### ポイント

- ① 特定入所者介護サービス費 認定証の有効期限を緩和
- ② 社福の利用者負担額軽減制度も同様に取り扱う

### ▶“市町村において交付手続きが可能と見込まれる期間”、延長が可能に

特定入所者介護サービス費等の負担限度額に係る認定証の有効期限の取り扱いについて、令和2年7月豪雨により市町村の行政機能に障害があり、認定証等の交付手続きを行うことができない場合は、有効期限を延長しても差し支えないとした。旧措置入所者に係る利用者負担の減免を証する書面、旧措置入所者の食費および居住費の特定負担限度額に係る認定証の有効期限の取り扱いについても同様となる。延長期間は、市町村において交付手続きが可能と見込まれる期間とし、延長期間内に交付手続きが困難となった場合には、さらに延長できる。被保険者の前年の所得または令和2年度の市町村民税の課税の有無の把握が困難な場合には、当分の間、前々年の所得もしくは令和元年度の市町村民税の課税の有無または被保険者の簡易申告に基づき、暫定的に認定証等の交付を行うことができる。

また、社会福祉法人等による生計困窮者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度についても、同様の取り扱いが可能となる。

### ▶第一号被保険者の負担割合や高額介護サービス費の支給判定も柔軟な取り扱いが可能に

第一号被保険者の負担割合証支給に関する判定の取り扱いについても、被保険者の前年所得などの把握が困難な場合には、当分の間、前々年所得等または被保険者による簡易申告に基づき、暫定的に判定を行っても差し支えないとした。高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費および高額医療合算介護予防サービス費の支給についての判定も、同様に取り扱う。

なお、高額介護サービス費等の支給額に変更が生じた場合には、高額障害福祉サービス等給付費などの支給額に影響を及ぼす場合があるため、障害福祉担当課と連携をとることを求めている。

（参考資料：<https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=21769&type=content&subkey=333762>）

facebook、Twitter、Instagramなど フォローよろしくお願いします!

SNS公式アカウントも開設!

#全国老人福祉施設協議会



ご意見・ご要望は  
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail [js.jimukyoku@roushikyo.or.jp](mailto:js.jimukyoku@roushikyo.or.jp)

URL <https://www.roushikyo.or.jp>



老施協  
チャンネル



## 厚生労働省 老健局長に土生栄二氏 厚生労働省人事

厚生労働省は7月31日、局長級以上の人事異動を発表した。一部を除き8月7日付で発令する。大島一博老健局長は大島官房長に異動し、後任に土生栄二大臣官房長を充てる。また、谷内繁社会・援護局長は内閣官房に出向し、橋本泰宏社会・援護局障害保健福祉部長が就任する。

- ### ポイント
- ① 大島一博氏は大臣官房長に
  - ② 社会・援護局長に橋本泰宏氏が就任

### ▶ 医政局長に迫井正深・大臣官房審議官

局長級以上の人事異動は以下のとおり。

新職名	氏名	現職名
医務技監	福島 靖正	国立保健医療科学院長
大臣官房長	大島 一博	老健局長
医政局長	迫井 正深	大臣官房審議官(医政、医薬品等産業振興、精神保健医療、災害対策担当)
健康局長	正林 督章	環境省大臣官房審議官
労働基準局長	吉永 和生	大臣官房審議官(労働条件政策、賃金、感染症対策担当)
職業安定局長	田中 誠二	大臣官房総括審議官
雇用環境・均等局長	坂口 卓	労働基準局長
社会・援護局長	橋本 泰宏	社会・援護局障害保健福祉部長
老健局長	土生 栄二	大臣官房長
人材開発統括官	小林 洋司	職業安定局長
大臣官房総括審議官	山田 雅彦	大臣官房政策立案総括審議官(統計、総合政策、政策評価担当)
大臣官房総括審議官(国際担当)	井内 雅明	大臣官房審議官(人材開発、国際労働担当)
大臣官房危機管理・医務技術総括審議官	佐原 康之	大臣官房総括審議官(国際担当)
転任(国立保健医療科学院長)※1	宮崎 雅則	健康局長
出向(内閣官房)	吉田 学	医政局長
出向(内閣官房)※2	谷内 繁	社会・援護局長
辞職	鈴木 康裕	医務技監
辞職	藤澤 勝博	雇用環境・均等局長
辞職	定塚 由美子	人材開発統括官

(※1) 8/11付発令  
(※2) 8/17付発令  
その他は8/7付発令

出典：厚生労働省

facebook、Twitter、Instagramなど フォローよろしくお願いします!

SNS公式アカウントも開設!

#全国老人福祉施設協議会



ご意見・ご要望は  
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705  
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp  
URL https://www.roushikyo.or.jp



厚生労働省

## 平均寿命 男女ともにさらに伸びる 令和元年簡易生命表の概況

厚生労働省は7月31日、令和元年簡易生命表の概況を公表した。「簡易生命表」は、人口推計による人口と人口動態統計月報年計（概数）による死亡数、出生数をもとに毎年作成している。

### ポイント

- ① 平均寿命は男性81.41年、女性87.45年
- ② がん、心疾患、脳血管疾患の死亡率低下が影響

### ▶世界の国・地域別比較 女性は2位、男性は3位

男性の平均寿命は81.41年で、前年と比較して0.16年上回り、女性は87.45年で前年より0.13年上回った。男女ともに過去最高を更新している。

死因について前年と比較すると、「がん」「心疾患」「脳血管疾患」の死亡確率が男女ともに低下しており、これにより平均寿命が伸びたと分析している。

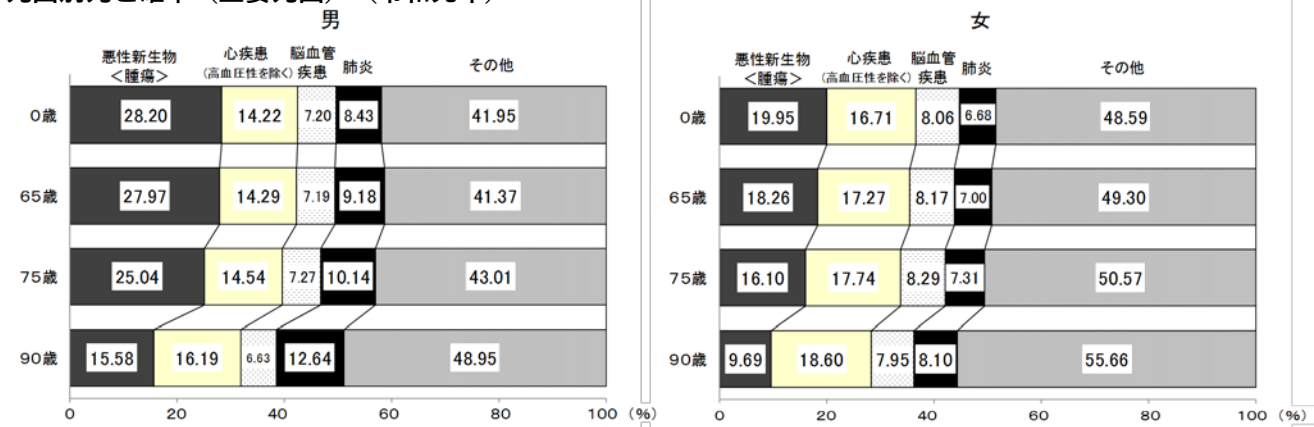
また、平均寿命の国際比較では、男性の1位は香港で82.34年、2位はスイスで81.7年、3位が日本。女性は1位が香港88.13年、2位日本、3位スペインの86.22年となっている。

(参考資料：<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life19/index.html>)

### 平均寿命の国際比較

男					女						
第1位	香	港	2019年	82.34年	第1位	香	港	2019年	88.13年		
第2位	ス	イ	ス	2018年	81.7年	第2位	日	本	2019年	87.45年	
第3位	日	本	2019年	81.41年	第3位	ス	ペ	イ	ン	2019年	86.22年

### 死因別死亡確率（主要死因）（令和元年）



出典：厚生労働省

facebook、Twitter、Instagramなど フォローよろしくお願ひします!

SNS公式アカウントも開設!

#全国老人福祉施設協議会



ご意見・ご要望は  
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>



老施協  
チャンネル





政府

## 高齢者の経済的不安 「医療・介護の費用」が30%超 令和2年版高齢社会白書

政府はこのほど、「令和2年版高齢社会白書」を公表した。同白書は平成8年から毎年国会に提出している年次報告書で、高齢化の状況や高齢社会対策の実施状況などについて明らかにするもの。特集では、全国の60歳以上の男女1,755人に対して実施した「高齢者の経済生活に関する意識」調査の結果の一部を紹介している。

### ポイント

- ① 経済的な面で「不安とまっていることはない」34.2%
- ② 年齢が上がるほど経済的な不安は減少傾向に

### ▶60歳以上 約4分の3が経済面の「心配なく暮らしている」

60歳以上の男女に現在の暮らし向きについて聞いたところ、「家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている」は20.1%。「家計にあまりゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」（54.0%）と合わせると、約4分の3（74.1%）が「心配なく暮らしている」ことがわかった。この割合は、平成28年調査（64.6%）よりも高くなっている。

### ▶介護のほか「有料老人ホーム入居費用」「収入や貯蓄が少ない」なども不安要因に

経済面で不安なことについては、「不安とまっていることはない」が34.2%で最も多かった。不安がある場合の内容は（複数回答）、「自分や家族の医療・介護の費用がかかりすぎる」と最も多く、「自力で生活できなくなり、転居や有料老人ホームへの入居費用がかかること」（26.0%）、「収入や貯蓄が少ないため、生活費がまかなえなくなる」（25.8%）の順だった。また、年齢別にみると、男女とも年齢が上がるほど「不安とまっていることはない」の割合が高くなる傾向がみられた。

就業状況については、「収入のある仕事をしている」が4割近く（37.3%）、収入のある仕事をしている人の9割近く（87.0%）が70歳以上まで働きたいと考えていることもわかった。

（参考資料：

<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index-w.html>）

	1.自分や家族の医療・介護の費用がかかりすぎる	2.自力で生活できなくなり、転居や有料老人ホームへの入居費用がかかる	収入や貯蓄が少ないため、生活費がまかなえなくなる	認知症などにより、財産の適正な管理が難しくなる	自分が亡くなった後の相続などを含み財産の管理	1、2以外の生活費がかかりすぎる	その他	不安とまっていることはない	不明・無回答
全体 (n=1,755)	30.8	26.0	25.8	20.8	8.7	3.9	1.5	34.2	1.7
<b>&lt;性・年齢&gt;</b>									
男性									
60～64歳 (n=127)	31.5	26.0	37.0	18.1	13.4	5.5	2.4	23.6	2.4
65～69歳 (n=183)	36.1	27.9	36.6	24.0	10.4	2.2	0.5	26.2	1.1
70～74歳 (n=199)	32.2	20.1	26.6	19.6	10.1	4.5	2.0	38.7	0.5
75～79歳 (n=170)	25.3	23.5	20.0	18.8	10.6	4.7	1.2	40.0	1.2
80歳以上 (n=175)	29.1	20.0	17.1	16.0	6.3	2.3	0.6	45.7	4.0
女性									
60～64歳 (n=131)	31.3	41.2	23.7	19.8	7.6	6.1	4.6	26.0	-
65～69歳 (n=208)	34.1	27.4	27.9	28.8	7.7	5.8	0.5	29.8	1.0
70～74歳 (n=203)	38.9	30.5	28.1	22.2	7.4	1.5	0.5	28.1	1.5
75～79歳 (n=174)	27.0	25.9	27.0	25.3	8.0	4.6	1.7	35.6	1.1
80歳以上 (n=185)	21.1	21.6	15.7	13.0	6.5	3.2	2.7	44.9	4.3
<b>&lt;同居形態&gt;</b>									
単身世帯 (n=237)	21.1	25.3	24.5	21.9	6.8	3.0	1.7	35.0	3.0
夫婦のみの世帯 (n=741)	31.3	27.9	22.4	23.6	7.6	3.5	1.1	34.4	1.6
二世帯世帯 (子と同居) (n=450)	33.6	25.3	30.4	18.0	11.3	5.3	2.2	32.0	1.3
三世帯世帯 (子・孫と同居) (n=170)	28.2	14.7	22.4	16.5	7.6	4.1	1.8	45.3	2.4

出典：内閣府HP

facebook、Twitter、Instagramなど フォローよろしくお願いします！

SNS公式アカウントも開設！

#全国老人福祉施設協議会



ご意見・ご要望は  
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail [js.jimukyoku@roushikyo.or.jp](mailto:js.jimukyoku@roushikyo.or.jp)

URL <https://www.roushikyo.or.jp>



老施協  
チャンネル



福祉医療  
機構

## 特養の建設単価 1㎡29万7,000円 上昇傾向続く

2019年度 福祉・医療施設の建設費について

独立行政法人福祉医療機構は7月30日、2019年度の福祉・医療施設の建設費の状況を取りまとめ、結果を公表した。新築工事を対象としており、価格はすべて消費税込み。

### ポイント

- ① 労務費上昇等で、㎡単価はすべての施設でアップ
- ② ユニット型特養の㎡単価 7,000円上昇し過去最高

#### ▶特に首都圏での建設費高騰が顕著に

福祉・医療施設の㎡単価は近年、上昇傾向が続いており、2019年度もすべての施設において上昇した。開催予定だった東京オリンピック・パラリンピック、首都圏を中心とした再開発、建築作業員の労務費の上昇、そして昨年10月からの消費税増税などが、建設費全体の上昇に影響を与えたと考えられている。

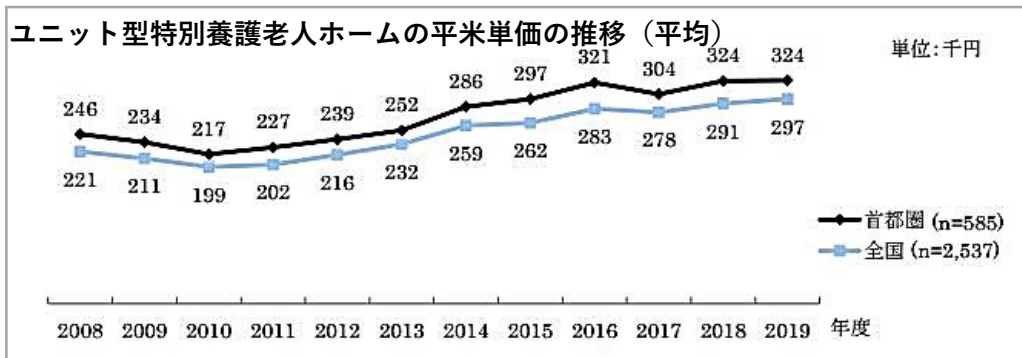
ユニット型特別養護老人ホームの㎡単価は29万7,000円で、前年度より7,000円上昇し、過去最高となった。首都圏における特養の㎡単価は32万4,000円と、高い水準となっている。介護老人保健施設の㎡単価の全国平均は33万8,000円で、前年度より2万6,000円上昇した。

#### ▶建設コスト削減のため、定員1人当たり床面積は縮小に

特養の定員1人当たり延べ床面積は43.8㎡で、前年度から4.2㎡減少。首都圏では42.2㎡で、前年度から1.7㎡減少した。㎡単価の上昇を背景に、全体の建設費を抑えるために延べ床面積を抑制する傾向があると考えられる。老健の1人当たり面積は48.4㎡で、前年度から6.7㎡増加している。

特養の定員1人当たり建設費は1,324万8,000円で、前年度から19万円低下。首都圏では1,378万3,000円で、前年度から10万円上昇した。全国平均は前年度より低下したものの過去2番目に高い水準にあり、上昇傾向は続いている。老健の1人当たり建設費の全国平均は1,633万5,000円で、前年度から33万3,000円上昇。老健のデータサンプルのほとんどが首都圏であったため、定員数の少ない施設が多かったことが上昇幅が大きい理由と見られている。

(参考資料：[https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/200730\\_No002.pdf](https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/200730_No002.pdf))



facebook、Twitter、Instagramなど フォローよろしくお願いします!

SNS公式アカウントも開設!

#全国老人福祉施設協議会



ご意見・ご要望は  
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>



老施協  
チャンネル



## 依頼・告知

	7/17	研修	令和2年度 経営リーダー養成塾開催
	常時	相談支援	新型コロナ対応窓口等のご案内
	常時	研修	令和2年度 事務職員研修
	8/5 8/12 8/19 8/26	相談支援	法律相談窓口（JS リーガルサポート） 原則として、毎週水曜日（祝祭日を除く）の14：00-17：00 （03-5215-7725）
依頼	7/31	(NPO) 日本介護支援協会	2020年度 介護福祉士国家試験受験対策講座（ご案内）
	7/10	(独法)福祉医療機構	令和2年7月3日からの大雨による被害にかかる災害復旧資金等の相談窓口の設置について
	6/26	(公社)日本介護福祉士会	令和2年度 介護職種の技能実習指導員講習
	6/12	(独法)福祉医療機構	新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応について

facebook、Twitter、Instagramなど フォローよろしくお願いします!

SNS公式アカウントも開設!

🔍 #全国老人福祉施設協議会



ご意見・ご要望は  
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>



老施協  
チャンネル





令和2年度

# 経営リーダー養成塾

## 開催のご案内

### — 開催趣旨 —

介護保険制度の創設以降、急速なサービス供給の拡大と多様化、それに伴う給付費の増加の一方、サービスの質の向上や介護人材不足の顕在化、地域包括ケアシステム構築の必要性など、日本の高齢者福祉・介護は大きな転換期に差し掛かっています。さらに2035年以降、後期高齢者は減少に転じ、持続可能な社会保障制度を持続可能にする観点から、社会保障給付の抑制政策は今以上に進むことが予想され、サービスの選別、淘汰が今以上に進む可能性があります。

このような現状において、社会福祉法人や特別養護老人ホーム等の事業の今後を担う若手が、経営リーダーとしての資質と知識の向上を目的に、本養成塾を開催します。

1. 主催 公益社団法人全国老人福祉施設協議会
2. 定員 30名(先着順)
3. 参加対象 理事長(候補者含む)、施設長、通所介護事業所等の経営に携わる者、管理職 等
4. 研修回数 年6回(毎回9時30分～17時30分)
5. 研修概要
  - ・研修は講義、演習、発表を中心に行います。
  - ・学習分野は、国の政策をはじめ、サステナビリティ、事業収支、管理会計、マーケティング・マッピング・ポジショニング、マネジメント、人事考課・キャリアパス・研修制度、労務管理、事業計画と幅広く理解します。
  - ・研修では理解と並行し、参加者同士で議論を繰り返すことにより、それぞれの知識を修練し、より具体的なものにしていきます。
  - ・各回の宿題に取り組むことによりグループ討議における個々のロジックを確立します。
6. 開催方法 全6回ともWEBによるオンライン研修 ※詳細はお振込後にお知らせします
7. 参加費 お一人様 300,000円 ※【会員】お一人様 150,000円
8. 講師 本間 秀司 氏 (ウェルフェア・J・ユナイテッド株式会社 代表取締役社長)
9. 申込締切 令和2年9月11日(金) ※定員に達し次第、申込終了

### 10. スケジュール・内容(予定)

回	月日	タイトル	回	月日	タイトル
第1回	9月15日 (火)	「国の政策の方向性と社会福祉法人のあり方の検討」	第4回	12月15日 (火)	「財務・会計、管理会計の基礎を学ぶ」
		「管理職に期待される人材マネジメントと経営企画の役割」			「自法人の財務・会計分析と改善案策定、自法人の管理会計を企画する」
第2回	10月27日 (火)	「マーケティングとマッピングの基礎を理解する」	第5回	1月19日 (火)	「人材不足解消と職員定着を実現するための人事制度のあり方」
		「自法人のドミナントをマーケティングとマッピングする」			「事業戦略に資する人事考課・キャリアパス・研修制度の設定の仕方」
第3回	11月17日 (火)	「社会福祉法人のブランディングと営業の基礎」	第6回	2月16日 (火)	「事業計画をアクションプランに変えるポイント」
		「自法人のブランディング戦略と営業強化案を策定」			「最終総括(レポート作成)」

### 11. 申し込み方法

下記の本会ホームページ掲載の情報にて詳細をご確認のうえ、お申し込みください。

本会ホームページ > (サイトメニュー) 役立つサービス > 研修・セミナー >

老施協の研修・セミナー関係情報 > 「令和2年度 経営リーダー養成塾の開催および受講者募集」



# 全国老協 コロナ対応窓口はこちら！

「**新型コロナ対応ページ**」運営中！



このページで新型コロナウイルスに  
どのように立ち向かっていけばよいか、  
すべてわかります！！



本会対応、厚労対応、感染症専門医対応等、  
疑問点・不明点のお問い合わせはこちらまで。

**不安に寄り添いお答えします！！**

**js.covid-19@roushikyo.or.jp**

具体的な対応等は下記一覧でご確認下さい

	感染状況			
	予防	発生	収束	
本会サービス	<b>問い合わせへの回答内容はこちらをご覧ください</b>			
	<b>対応フロー</b>			
	利用者ケア編			
	職員編	初動対応編		
	<b>対応チェックリスト</b>			
	<b>詳細マニュアル</b>			
	<b>防護用品代替手段ご案内</b>			
	<b>WEB面会のご案内</b>			
<b>メンタルヘルス相談窓口(JS-MS) ※7月末終了(予定)</b>				

# 令和 2 年度 事務職員研修

「働き方改革関連法」をはじめとする各種法制度への理解を深め  
法人事務職員としてのスキルアップを！

## 開催趣旨

社会福祉法人の事務職員が担う役割や責任は、対外的には施設の顔として、内部では「組織運営の中核」として、年々その重要性は高まっています。特に平成 30 年からは「働き方改革関連法」の順次施行が開始されており、これらの法制度への理解も含めて、社会福祉法人の事務職員が必要とする知識は増していると言えます。本研修では、社会福祉法人の事務職員に求められる各種法制度や「働き方改革関連法」の理解の一助となるよう、総論・実務の両面からこれらの内容をわかりやすく解説いたします。単に事務的なスキルを身に付けることだけをねらいとするのではなく、多職種協働の現場において社会福祉法人の事務職員が果たすべき役割について考える機会とし、また本研修を通じての人材育成支援することを目的として、「令和 2 年度事務職員研修」を開催いたします。

## 研修動画 Web 配信のお知らせ

当会研修委員会では昨今の新型コロナウイルス流行を鑑み、このたびの本研修の実地開催を中止し、インターネットによる動画配信形式にて研修を行うことといたしました。インターネット環境と動画を閲覧できる端末があれば、期間内は何度でもご視聴いただける研修となっておりますので、是非この機会に Web でのご受講をご検討ください。

開催形式	動画配信
申込期間	令和 2 年 4 月 6 日（月）～令和 2 年 8 月 24 日（月） 予定
配信期間	令和 2 年 5 月 1 日（金）～令和 2 年 8 月 31 日（月） 予定
受講費	会 員：5,000 円 / 非会員：10,000 円
受講対象	社会福祉法人の事務に携わる方（事務職員、施設長、管理者その他）

時間	内容
30 分	開会挨拶・基調報告 公益社団法人全国老人福祉施設協議会
120 分	<p><b>1. 法人事務職員が理解すべき各制度の概要</b></p> <p>1) 社会福祉法人制度や介護保険法改正の動向</p> <p>① 制度改正の概要や次期介護報酬改定の動向</p> <p>② 介護職員等処遇改善加算等の理解</p> <p><b>2. 労働関係法等の法令順守の重要性と「働き方改革関連法」の概要</b></p> <p>1) 働く職員を守る雇用管理</p> <p>① 労働契約、時間管理など</p> <p>② 労働安全衛生、ハラスメント対策</p> <p>③ 権利擁護や個人情報保護</p> <p>④ 外国人等の雇用に関するルール</p> <p>⑤ 契約等の実務（民法改正等）</p> <p>2) 「働き方改革関連法」の概要</p> <p>① 法改正の全体像を把握する</p> <p>株式会社川原経営総合センター 人事コンサルティング部 課長 神林 佑介 先生</p>
150 分	<p><b>3. 「働き方改革関連法」の詳細</b></p> <p>1) 法人として具体的に何をどう対応すればよいか</p> <p>① 月間・年間の雇用（労務）管理の実務と留意点</p> <p>② 有給休暇の取得義務</p> <p>③ 時間外労働の上限規制</p> <p>④ 労働時間の客観的把握義務など</p> <p>2) 最大の難関「同一労働同一賃金」の概要</p> <p>① 均等待遇とは</p> <p>② 均衡待遇とは</p> <p>③ 比較対象となる通常の範囲が法人内に統一</p> <p>3) 賃金制度や就業規則等の見直しのポイント</p> <p>① 賃金制度の見直しで許容ラインはどこからか</p> <p>② 今後上昇する人件費への対応方策、など</p> <p>株式会社川原経営総合センター 人事コンサルティング部 社会保険労務士 薄井 和人先生</p>

※ 本会ホームページ (<https://www.roushikyo.or.jp/js-purchase.html>) 研修・動画・資料等>研修・セミナー (WEB視聴) にて申込みを受中!

※ Google Chromeから申込みをお願いいたします。

【担当】公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 (担当：田中、田端、川田)

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 7 F TEL.03-5211-7700 Fax.03-5211-7705

## 法律相談窓口（JSリーガルサポート）の開設日のお知らせ

公益社団法人全国老人福祉施設協議会では、会員便益向上の観点から、弁護士による法律相談窓口（JSリーガルサポート）を設置しております。相談窓口の開設日時や具体的な運用については以下のとおりですので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

### （JSリーガルサポートの利用）

- ・ JSリーガルサポートを利用される場合には、原則として、毎週水曜日（祝祭日を除く）の14：00-17：00に以下の電話番号にお問い合わせください。

JSリーガルサポートの電話番号：

03-5215-7725

### （8月の開設日時）

- ・ 下記日程で、14：00～17：00の開設となります。

令和2年8月	12日（水） ， 19日（水） ， 26日（水）
--------	--------------------------

担当弁護士は、宮澤潤法律事務所 長野 佑紀氏

### （留意事項）

- ・ JSリーガルサポートの開設日時については変更となる場合があります。その場合は、JS-Weekly等により事前に周知いたします。
- ・ 相談内容については、例えば、介護事故に伴う損害賠償等の内容が考えられます。会員と直接関係が認められない相談内容はお受付いたしません。また、介護報酬の解釈・基準等に関する問い合わせについては、JSリーガルサポートではなくJSWEB110をご活用ください（下記参照）。  
全国老施協 HP      マイページ      JSWEB110
- ・ JSリーガルサポートの対象として無料法律相談が可能になるのは、1つの案件につき初回の法律相談に限られ、同一案件に関する2回目以降の法律相談についてはJSリーガルサポートの対象には含まれません。したがって、2回目以降の法律相談等を希望される場合には、各会員と弁護士との間での別途個別契約により御対応ください。
- ・ 同様に、同一拠点に複数の施設・事業所（以下、「施設等」という。）を有する法人に関しては、当該拠点内の1施設等が既に初回の法律相談を利用されている場合には、同一案件については、他の施設等は会員番号が異なる場合であってもJSリーガルサポートを利用できませんので、法律相談等を希望される場合には、各会員と弁護士との間での別途個別契約により御対応ください。

**WEB 講座****2020年度 介護福祉士国家試験受験対策講座（ご案内）**

日本介護支援協会は、外国人介護福祉士候補者向けの試験対策教材の開発、受験対策講座の開催など、合格に向けた支援を続けて参りました。

日常業務に加えて、介護福祉士国家試験の勉強をし、合格に繋げるためには、残り期間の学習方法がカギとなります。効果的な学習方法を学び、一人でも多くの皆さんが自信を持って国家試験に挑み、合格を勝ち取っていただくことを目的に、本年度も受験対策講座を開催致します。

**受験対策講座動画配信 / WEB 講座のお知らせ****できることより、できないことを知る！ミスしない合格法！**

現在発生しております新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑みまして、集合対面講座の実施開催を中止し、インターネット講座にて行うことといたしました。インターネット環境と動画を閲覧できる端末があれば、動画配信講座は、ご都合に合わせていつでも何度でもご視聴いただけ、WEB 講座は、双方向型ですので、集合対面講座と同じように、一体感のある講座を受講することができます。是非この機会に WEB での受講をご検討ください。

申込期間	2020年7月15日(水)～2020年8月31日(月)
受講費	日本介護支援協会会員：無料 / 非会員：10,000円

**動画配信講座**

お手元のパソコンやタブレットで、下記の期間に受講ください。

動画の内容	全体像の把握 人間と社会、介護 ことごとからだの仕組み (15時間程度) <伊東先生>
	介護の言葉と漢字 (40分程度) <植村先生>
配信期間	2020年9月1日(火)～2021年1月24日(日)予定

**双方向WEB 講座**

お手元のパソコンやタブレットで、下記の日時に受講ください。

	開催日	内容
介護の言葉と漢字 <植村先生>	2020年 9月25日(金)予定	国家試験の言葉対策
介護の言葉と漢字 <植村先生>	2020年 10月2日(金)予定	国家試験の文章対策

	開催日	内容
超直前予想問題演習 <伊東先生>	2021年1月18日(月)予定	直前総まとめと予想問題演習
超直前予想問題演習 <伊東先生>	2021年1月21日(木)予定	直前総まとめと予想問題演習

<申込方法> 「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。  
お申し込み受付後、受講票をメールします。

本会ホームページにて開催要項を掲掲載、申し込み受付中です。

**【問合せ先】** 特定非営利活動法人 日本介護支援協会 (担当:平野)

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル TEL:03-3261-1066 FAX:03-3261-1061

E-Mail: [jimukyoku@kaigo-shien-kyokai.or.jp](mailto:jimukyoku@kaigo-shien-kyokai.or.jp)



令和2年7月6日  
独立行政法人福祉医療機構

報道関係者 各位

**令和2年7月3日からの大雨による被害にかかる  
災害復旧資金等の相談窓口の設置について**

独立行政法人福祉医療機構（WAM）では、このたびの令和2年7月3日からの大雨により被害を受けた地域のお客さまを対象とした相談窓口を設置し、災害復旧資金等の取り扱いを開始しました。

WAMは、地域の福祉医療基盤の整備、向上を目指す政策金融機関として、このたびの大雨により被害を受けたお客さまのご融資やご返済に関する相談に、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

災害復旧資金等の内容、対象地域については、機構ホームページ

[\(https://www.wam.go.jp/hp/home/home-topics\\_list-tabid-394/recovery-tabid-351/\)](https://www.wam.go.jp/hp/home/home-topics_list-tabid-394/recovery-tabid-351/)

に掲載しております。

**記****<福祉貸付事業・医療貸付事業をご利用のお客さま>  
(災害復旧資金のご融資、返済猶予についてのご相談)**

【ご融資のご相談】大阪支店 福祉審査課 融資相談係  
TEL06-6252-0216 Fax06-6252-0240  
大阪支店 医療審査課 融資相談係  
TEL06-6252-0219 Fax06-6252-0240

【ご返済のご相談】顧客業務部 顧客業務課  
TEL03-3438-9939 Fax03-3438-0248

**<退職手当共済事業をご利用のお客さま>  
(退職手当金の請求及び各種届出についてのご相談)**

【退職手当金の請求に関すること】  
共済部 退職給付課 TEL0570-050-294 Fax03-3438-9261  
【各種届出に関すること】  
共済部 退職共済課 TEL0570-050-294 Fax03-3438-0584

**<年金担保貸付事業・労災年金担保事業をご利用のお客さま>  
(返済条件の緩和についてのご相談)**

年金貸付部 年金貸付課 TEL03-3438-0224 Fax03-3438-9962

**<承継年金住宅融資等債権管理回収事業をご利用のお客さま>  
(返済条件の緩和についてのご相談)**

年金貸付部 年金業務課 TEL03-3438-3878 Fax03-3438-3881

## 令和2年度 介護職種の技能実習指導員講習 が始まります！！

本年度も、8/28 東京会場(受講対象；全国)を皮切りに、全国 47 都道府県にて「介護職種の技能実習指導員講習」を実施することが決定しました。本講習は厚生労働省補助事業として実施する技能実習生受け入れ時に配置（5人に1人）が必要な技能実習指導員を育成するためのプログラムとなっております。もちろん、本講習は国が示す技能実習第3号移行時の優良要件に該当します。例年、年度後半に受講希望をたくさんいただき、定員オーバーにより受講できないケースが発生しております。ぜひ、計画的な受講をご検討ください。

「日本の介護」を世界に伝える技能実習制度が実習生、受け入れ事業者はもちろん、送り出し国、受け入れ国にとって、未来への価値ある経験となることを期待し、本講習がその一助となること祈念しております。

開催日程や要綱、申込方法は、当会 HP（下部に掲載）内特設ページをご確認ください。  
※本年度は特にコロナウイルス感染症の影響により、変更・中止の可能性がありますこと、ご了承ください。

講習名：介護職種の技能実習指導員講習

主 催：公益社団法人 日本介護福祉士会

実 施：都道府県介護福祉士会／日本介護福祉士会



日本介護福祉士会ホームページ



<http://www.jaccw.or.jp/>

### 〔Web サイト「にほんごをまなぼう」のご紹介〕

当会が厚生労働省補助事業で運用している外国人介護人材を支援する Web サイトです。

## にほんごをまなぼう

～日本の介護を学び、現場で働く外国人のための Web サイト～

- ・誰でも無料で利用が可能。
- ・日本語学習を無理なく自律的に進められるよう構成
- ・多言語対応の介護学習テキストを掲載
- ・情報発信やユーザー交流の場、SNS サイト運用



<https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/>

新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応について（一部改正）

福祉医療貸付事業における新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者に対する経営資金（長期運転資金）及び既往貸付について、取扱いの一部を改正し、以下のとおり対応することとしました。

1. 貸付をご利用される方

当貸付事業の融資対象施設を営んでいる事業者の方であって、新型コロナウイルスの感染等当該施設の責に帰することができない理由により事業の継続に支障がある方。

2. 貸付条件

①福祉貸付事業（経営資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	15年以内 (5年以内)
貸付利率	当初5年間 3,000万円まで無利子 3,000万円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%
貸付金の限度額 (無担保貸付)	なし (6,000万円)

②医療貸付事業（長期運転資金）

	融資条件		
	病院	老健・介護医療院	診療所・助産所 医療従事者養成施設 指定訪問看護事業
償還期間 (据置期間)	15年以内 (5年以内)		
貸付利率	当初5年間 1億円まで無利子 1億円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%		
貸付金の限度額 (無担保貸付)	7.2億円 (3億円)	1億円 (1億円)	4,000万円 (4,000万円)

※貸付利率は福祉貸付事業、医療貸付事業とも令和2年5月1日現在のものです。

3. 既往貸付に関するご相談の方

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に最長3年間の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

【融資のご相談】(東日本) 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 フリーダイヤル 0120-343-862  
 または 03-3438-0207  
 福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係 フリーダイヤル 0120-343-863  
 または 03-3438-9934  
 (西日本) 大阪支店 審査課 融資相談係 フリーダイヤル 0120-625-201  
 または 06-6252-0219  
 (NPO 法人の方) NPO リソースセンター NPO 支援課 フリーダイヤル 0120-343-866  
 【返済のご相談】 顧客業務部 顧客業務課 フリーダイヤル 0120-343-864